

## 背景

運輸安全委員会の設置等を内容とする国土交通省設置法等の一部改正法案・附帯決議(H20通常国会)

「航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を生かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること」



## 対応

平成21年度から被害者団体、有識者等をメンバーとする「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」（座長：富田信穂常磐大学大学院教授）を開催

### <委員>

垣本 由紀子	立正大学大学院心理学研究科非常勤講師
下村 誠治	TASK(鉄道安全推進会議)副会長
高木 慶子	上智大学特任教授・同学グリーンケア研究所所長
富田 信穂	常磐大学教授 人間科学部長
中島 聡美	(独)国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所犯罪被害者等支援研究室長
林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長
美谷島 邦子	8.12連絡会事務局長

### <開催実績>

○平成21年度

被害者等の支援ニーズの調査やNTSB(米国国家運輸安全委員会)等諸外国の被害者支援の取組みの調査を実施

- ・第1回(平成21年9月4日)
- ・第2回(平成21年10月9日)
- ・第3回(平成21年12月18日)
- ・第4回(平成22年3月9日)
- ・第5回(平成22年3月31日)

○平成22年度～

支援の内容や関係機関の役割分担のあり方、被害者等への一元的な窓口機能のあり方、そのために必要とされる制度のあり方などを検討

- ・第1回(平成22年9月29日)
- ・第2回(平成22年12月6日)
- ・第3回(平成23年4月21日)
- ・第4回(平成23年5月24日)

# 検討会のまとめ(平成23年6月3日)

## 1 国の役割の明確化、関係機関との連携協力を実施するための措置

被害者等支援について、事故を起こした交通事業者だけに担わせるのではなく、国の役割を明確化。特に、縦割りによる消極的な押し付け合いの弊害を除去するため、

- 交通安全対策基本法に基づく交通安全計画において、公共交通による事故の被害者等支援についての国土交通省の役割を明記。
- 事故発生時における現場の対応を規定する災害対策基本法に基づく防災計画において、現場での活動内容、関係機関との連携協力を新たに規定

## 2 交通事業者が行う事故の被害者等に対する支援の事前の措置

- これまで航空事業者等一部の事業者に止まっている家族等支援の自主計画の事前措置を段階的に拡大。
  - 国際民間航空機関(ICAO)の定めるガイダンス等を基に、計画作成のためのガイドラインを国土交通省で策定し、交通事業者の自主的な取組を促進
  - 航空事業者以外の鉄道、海運等について、その業態を踏まえて段階的拡大を引き続き検討

## 3 組織・体制の整備

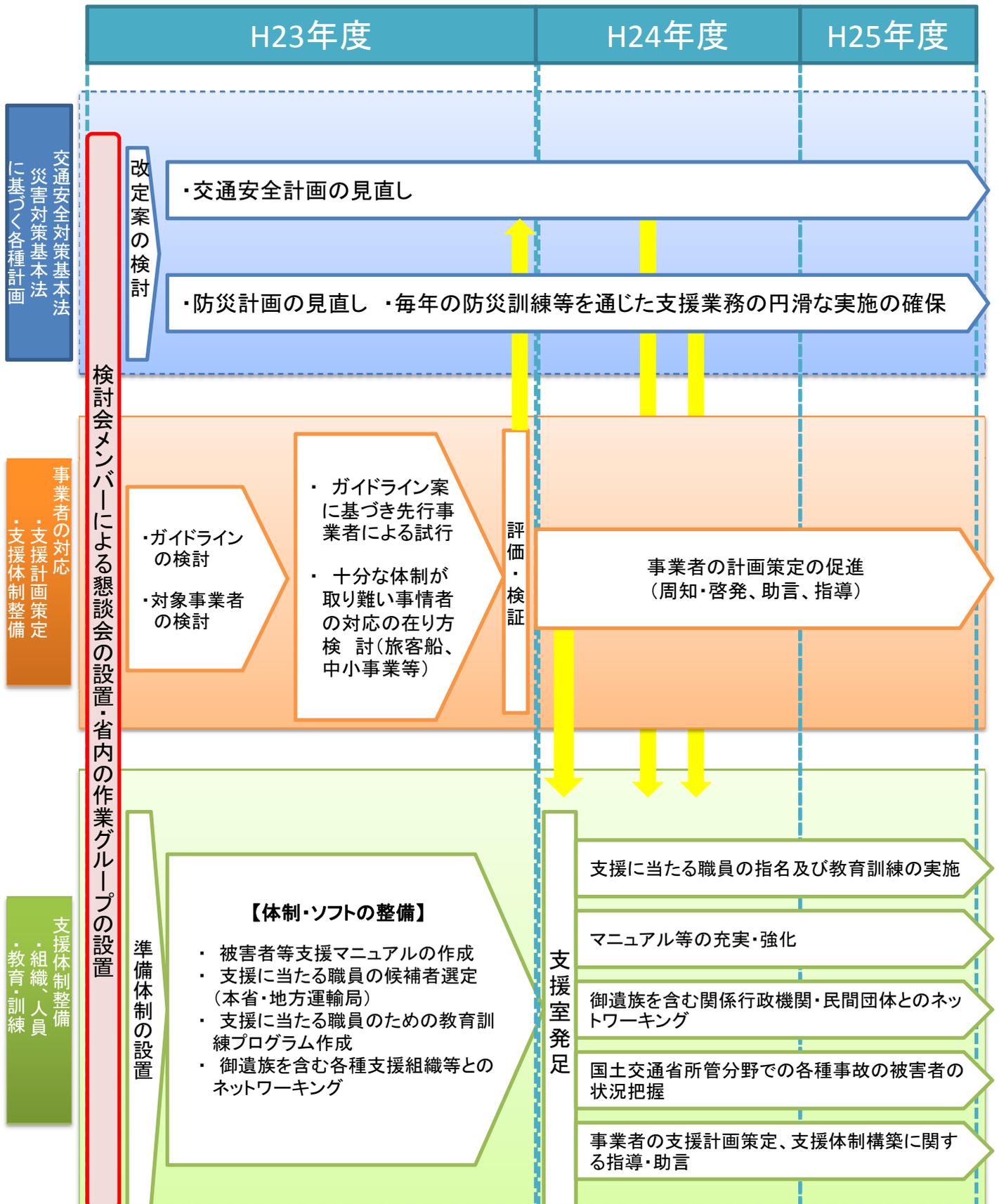
- 公共交通による事故の被害者等に対する支援を確保するための常設の窓口機能を果たす組織を総合政策局に設置
- この組織を核として、全国的に具体的な活動が行える体制を整備
  - 本省、地方運輸局等において支援を担当する職員を予め指名し、事案に応じて一体となって活動。そのために必要なマニュアル作成、教育研修、訓練等を実施。

## 4 今後のスケジュール

- 上記1から3の取組みについて、検討会のまとめ後、工程表(別添)に沿って、直ちに、省内の作業グループにおいて作業に着手し、今後3年を目途に支援体制の充実を図る。

# 工程表

別添



## 公共交通事故被害者等支援のための体制整備 (平成24年度予算:6百万円)

公共交通事故被害者等支援のための省内体制の整備  
(人材育成等)

### 支援員に対するマニュアルの作成

- ・支援員の招集の方法、省内及び関係行政機関との連絡体制等について調整するため、関係者(行政)との会議を開催。
- ・被害者等の精神面に配慮した支援の提供の仕方については、精神医療の**専門家や当事者等による検討会(年3回程度)**を開催して検討。

### 公共交通事故被害者等支援員の教育訓練(注)

- ・災害による被災者や犯罪被害者に対する支援を実施している、**事故被害者等ご本人、日本赤十字や早期援助団体等を講師として招き**、被害者や家族に対する接し方等のノウハウを支援員に受講させる。

(注) 柏研修センターにて実施

公共交通事故被害者等支援のためのネットワークづくり

### 「公共交通事故被害者等支援ネットワーク会議(仮称)」の開催

- ・海外の支援機関、被害者団体、有識者等、公共交通事業者、行政からなる「**公共交通事故被害者等支援国際セミナー(仮称)**」を開催。

### 関係機関との緊密なネットワークの構築

- ・「心のケア」の専門家など被害者等の支援にあたる**実務者等と定期的な連絡会議**を開催。